

条例	①ニセコ町まちづくり基本条例	②加賀市まちづくり基本条例	③伊予市自治基本条例	④熊本市自治基本条例	⑤所沢市自治基本条例
施行日	平成13年4月1日	平成18年4月1日	平成22年1月1日	平成22年4月1日	平成23年7月1日
前文	<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。</p> <p>わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>わたしたちが暮らす加賀市は、大日山に源を發する大聖寺川と動橋川の流域に開け、山あいから丘陵、平野、海岸へと連なる自然豊かな「水」と「森」に恵まれた美しい地域です。</p> <p>この自然は、私たちに安らぎと癒しを与え、その歴史の中で「九谷焼」「山中塗」など伝統工芸や「山中節」「お松囃子」などの伝統芸能を創出してきました。</p> <p>私たちは、いにしえより先人たちが守りつづけてきた自然と培われてきた文化伝統を受け継ぎ、今、それぞれの思いを調和させてより暮らしやすいまちを創造し、未来を担う子どもたちへ引き継がなければならない責任があります。</p> <p>私たちは、高度経済成長時代に失ってきたもの一ふるさとの原風景、悠久の時間、人と人との絆などを取り戻し、人間本来の姿に立ち返り、自然の摂理に則って、それぞれの風土に根付いた魅力あるまちづくりを目指さなければなりません。</p> <p>まちの歩みを感じさせる歴史的資源、豊かな生活文化の香り、伝統を再認識し、まちへの愛着と誇りを持たなければなりません。</p> <p>郷土の偉人大田錦城は、孔子の言葉「己の欲せざる所は人に施すなかれ」について「恕(じょ)」の精神を説いています。「恕」とは、事にあたって相手方の立場や心情を察する思いやりのことです。</p> <p>今こそ、市民がまちづくりの主体であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にしつつ、市民、事業者、市がお互いに「恕」の精神を持って、共に考え、行動していくことが必要です。</p> <p>このような認識に基づき、市民自治を大きく育て、分権型社会にふさわしい市民主権の加賀市を切り拓き、水と森を慈しみ感謝しつつ、活力と魅力溢れるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。</p>	<p>私たちのまちは、平成17年4月1日に伊予市、中山町、双海町の1市2町が合併して、愛媛県の旧国名「伊予」という美しい郷土の名称を受け継いだ新しい「伊予市」として誕生しました。</p> <p>愛媛県のほぼ中央に位置し、四国山地の緑豊かな山々とおだやかで美しい瀬戸内海に面した好条件の下、古くから開けたこの地域は、先人の英知と努力によって豊かな自然が守られ、政治、経済、文化の要所として発展してきました。</p> <p>今、私たちには、恵まれた自然環境と歴史、文化を継承、発展させ、すべての市民が安心して快適に生活できるよう自治体のあり方を見直し、市民、市議会及び執行機関が協働して、時代に即した地域社会を形成することが求められています。</p> <p>そして、少子高齢化が進展し生活環境が激変する中、市民一人ひとりが、これまで以上に自治の主体としての責務を自覚し、「自らの地域は自らの手で築き上げる」という意思と責任を明確にするとともに、市民自らが考え、共に助け合い、行動する住民自治のまちづくりを推進していかなければなりません。</p> <p>ここに、伊予市の目指す住民自治の理念や基本的な仕組みを明らかにし、参画と協働のまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。</p>	<p>熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。</p> <p>わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下の平等のもと、子どもたちが大人になって大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。</p> <p>社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。</p> <p>また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。</p> <p>そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち所沢は、武蔵野台地にあり、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、旧石器時代の人々の生活を示す砂川遺跡や、江戸時代に開拓された三富新田などの土地が広がります。また、鎌倉街道の拠点として発展し、織物やさつまいも、茶などを産み出し、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地であるなど、歴史と文化に育まれたまちです。</p> <p>首都圏30キロメートルという立地条件の良さから、県南西部の中核的な都市として発展し、うるおいの文化都市をめざしてきました。その反面、雑木林に象徴される武蔵野の豊かな自然は開発により徐々に減少し、また、産業廃棄物処分をめぐるダイオキシン等の環境問題が顕在化し、これらの対策に市民、市(市議会、市長その他執行機関)が一体となって取り組んできました。</p> <p>わたしたちは、所沢市平和都市宣言の趣旨に基づき、人類共通の願いである平和な社会を守りながら、住んでいることに誇りを持ち、今後も住み続けたいまち所沢を実現するために、市民一人ひとりが互いに助け合い、協力し合って、子どもとみどりを育み、すべての人を大切にするまち所沢をつくっていきます。</p> <p>市民自らが、主体的かつ積極的に市政に参加し、市は市民の負託に答え、市民と情報を共有し、市民が主役となって自治を進める市民自治によるまちづくりを推進していくために、ここに所沢市の最高規範たるべく、所沢市自治基本条例を制定します。</p>
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、加賀市におけるまちづくりの基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、伊予市の自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、自治の進展を図り、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、所沢市(以下「本市」といいます。)の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民等の権利、責務及び役割、市の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定め、これらの着実な実行を通じて市民自治を実現し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とします。</p>

条例	①ニセコ町まちづくり基本条例	②加賀市まちづくり基本条例	③伊予市自治基本条例	④熊本市自治基本条例	⑤所沢市自治基本条例
施行日	平成13年4月1日	平成18年4月1日	平成22年1月1日	平成22年4月1日	平成23年7月1日
原則	<p>(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>(説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>(まちづくりの基本理念) 第4条 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権が尊重され、自然と文化と人の活力が調和した魅力あるまちを、協働により創っていくことを目指すものとする。</p> <p>2 前項の目的を達成するために市民、事業者及び市は、互いにまちづくりに関する情報を共有し、まちづくりの主体である市民が、自らの判断と責任の下に、市政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。</p> <p>(基本的施策) 第5条 市は、前条に規定する基本理念に則り、次に掲げるまちづくりの推進に関する基本的な施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 流域の恵みを感じる自然と共生したまちづくりに関する施策</p> <p>(2) ともに支えあう健康で心豊かなまちづくりに関する施策</p> <p>(3) 地域に学び未来への創造力を育むまちづくりに関する施策</p> <p>(4) 景観と人に優しい安全で快適なまちづくりに関する施策</p> <p>(5) 地場産業が息づく活力と賑わいのまちづくりに関する施策</p>	<p>(自治の基本理念) 第4条 前文及び第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることを本市の自治の基本理念とする。</p> <p>(1) 市民一人ひとりが手を取り合い、市民及び地域が自らの役割と責任のもと、地域の課題の解決に取り組み、地域の活性化に努めること。</p> <p>(2) 多様な地域特性を生かした、持続可能なまちづくりに努めること。</p> <p>(3) 市民、市議会及び執行機関が、相互に補完しながら協働して市政を進めること。</p> <p>(4) 情報共有と市民の参画により、積極的に行財政改革に努めること。</p>	<p>(自治の基本理念) 第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 市民の福祉の増進</p> <p>(2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政</p> <p>(3) 一人ひとりの人権の尊重</p> <p>(4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進</p> <p>(5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進</p> <p>(6) 将来にわたる持続可能な社会の実現</p> <p>(7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進</p> <p>(自治運営の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。</p>	<p>(自治の基本理念) 第4条 この条例の目的を達成するため、次のとおり自治の基本理念を定めます。</p> <p>(1) 市民は、主権者であり、自治を推進する主体です。</p> <p>(2) 市民等、市は、基本的人権を尊重します。</p> <p>(3) 市は、市民の負託に応じて、市民自治を推進します。</p> <p>(自治の基本原則) 第5条 前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を自治の基本原則とします。</p> <p>(1) 平等の原則 市民等、市は、基本的人権を尊重するとともに、すべての人に配慮するユニバーサルデザインの考え方にに基づき、平等で差別のない人にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>(2) 情報共有の原則 市は、市民等に市政に関する情報をわかりやすく公表し、又は提供するとともに、市民等の意見等を把握して、情報共有を進めます。</p> <p>(3) 参加の原則 市民等は、主体的な意思に基づいて、市政に参加し、まちづくりを推進します。</p> <p>(4) 自立自治の原則 市は、市民等の意見、要望等を十分に反映しながら自立した市政運営を行います。</p>
役割分担(住民)	<p>(まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>(まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(市民の権利) 第6条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては、不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、持続可能なまちづくりの推進のため、市民の自立性を育む環境の整備に努めなければならない。</p> <p>3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に努めなければならない。</p> <p>(事業者の権利) 第8条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては、不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(事業者の責務) 第9条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境、生活環境及び文化環境に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。</p> <p>2 市民は、執行機関が実施するまちづくりの政策形成過程へ参画する権利を有する。</p> <p>3 市民は、執行機関及び市議会に対し情報を求める権利を有する。</p> <p>4 市民は、市政に関し意見を表明し、又は提案する権利を有する。</p> <p>5 市民は、執行機関が行う公共サービスを平等に受ける権利を有する。</p> <p>(市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、市政に積極的に参画することにより、自らまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市政に関する認識を深め、執行機関と協働することにより、地域社会の発展に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。</p> <p>(1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利</p> <p>(2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利</p> <p>(市民の責務) 第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。</p> <p>(1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</p>	<p>(市民の権利) 第6条 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。</p> <p>3 市民は、市政における企画立案、実施、評価及び見直しにおけるそれぞれの過程に参加する権利を有します。</p> <p>4 市民は、前3項の権利を適正に行使するものとします。</p> <p>5 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、互いにその立場及び意見を尊重し、協力してまちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市政に参加するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持ちます。</p> <p>(事業者の役割) 第8条 事業者は、地域の一員であり、地域の環境に配慮するとともに、市民等・市とともにまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。</p>

条例	①ニセコ町まちづくり基本条例	②加賀市まちづくり基本条例	③伊予市自治基本条例	④熊本市自治基本条例	⑤所沢市自治基本条例
施行日	平成13年4月1日	平成18年4月1日	平成22年1月1日	平成22年4月1日	平成23年7月1日
役割分担 (行政)	<p><b>(町長の責務)</b> 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p><b>(執行機関の責務)</b> 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p><b>(市の責務)</b> 第10条 市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。 2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。</p> <p><b>(市長の責務)</b> 第11条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。 2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。 3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。</p> <p><b>(職員の責務)</b> 第12条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ誠実に効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮し、法令等を遵守することはもとより、法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。 3 職員は、必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。</p>	<p><b>(市長の責務)</b> 第9条 市長は、市の代表者として、この条例に定める自治の基本理念を実現するために必要な市政運営の方針を明らかにし、適正かつ効果的な市政運営を行わなければならない。 2 市長は、行政活動の目的と活動内容等の公開により、市民と情報を共有し、透明性の確保に努めなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の状況を市民及び市議会に説明しなければならない。 4 市長は、適正な組織管理を遂行するとともに、職員の人材育成を図り、政策形成能力など職員の能力の向上に資するよう努めなければならない。</p> <p><b>(市長を除く執行機関の責務)</b> 第10条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長その他の執行機関と協力して市政の適正な執行に当たらなければならない。</p> <p><b>(市職員の責務)</b> 第11条 市職員は、職務遂行のために必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として、誠実に職務を行わなければならない。</p>	<p><b>(市長の責務)</b> 第9条 市長は、住民の信託を受けた市の代表者として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。</p> <p><b>(市長等の役割)</b> 第10条 市長等は、次に掲げる役割を担います。 (1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。 (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。</p> <p><b>(市の職員の責務)</b> 第11条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。</p>	<p><b>(市長の責務)</b> 第12条 市長は、市民等とともに自治を推進するという認識に立ち、この条例、法令等を遵守して毎年度、市政運営に関する基本方針を明らかにします。また、公正かつ誠実に職務を遂行し、進行状況等を公表するものとします。 2 市長は、本市を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応して、市民福祉の増進を図るために効率的で効果的な市政運営を推進し、かつ、組織の整備及び活性化に努めるものとします。 3 市長は、職員の能力の向上を図るとともに、政策形成等が活発に行われる職場環境の整備を行うものとします。</p> <p><b>(職員の責務)</b> 第13条 職員は、この条例、法令等を遵守し、全体の奉仕者として公正、誠実かつ効果的に職務の遂行に努めるものとします。 2 職員は、市民等の意見、要望等及び行政課題に適切に対応するために、必要な知識、技能等の向上に努めるものとします。</p>
役割分担 (議会)	<p><b>(議会の役割)</b> 第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。 2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p><b>(議会の責務)</b> 第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。 2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。 3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p><b>(議員の役割及び責務)</b> 第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>	<p><b>(市議会の権能と責務)</b> 第7条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めなければならない。 2 市議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。</p> <p><b>(市議会議員の責務)</b> 第8条 市議会議員は、政策の提案及び自治立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行うよう努めなければならない。</p>	<p><b>(市議会の役割)</b> 第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。 (1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。 (2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。 (3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。</p> <p><b>(市議会議員の責務)</b> 第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。 (1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。 (2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。</p>	<p><b>(市議会の役割及び責務)</b> 第10条 市議会は、この条例、所沢市議会基本条例(平成21年条例第1号)、法令等を遵守し、市民の負託に応えるとともに市民等の意思を市政に反映するため、議員相互間の自由闊達な討議を行い、政策立案、立法機能等の充実を図るものとします。 2 市議会は、市長その他執行機関が行う政策の適切かつ効果的な執行について監視する役割を果たします。</p> <p><b>(議員の役割及び責務)</b> 第11条 議員は、市民等の意見、要望等を把握し、市民の負託を受けた公人として、これらを市政に反映するよう努めなければなりません。</p>	